

三朝町訓令第3号

三朝町公金の支払に係るクレジットカード利用規程を次のように定める。

令和8年7月29日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町公金の支払に係るクレジットカード利用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、町が支出する公金の支払にクレジットカードを利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用範囲)

第2条 クレジットカードによる支払ができる経費は、次に掲げる経費のうち、その性質上クレジットカード決済が適当と認められるものとする。

- (1) 宿泊費、交通費等の旅費
- (2) 国際交流事業に係る海外における滞在経費
- (3) オンライン研修参加費等
- (4) 消耗品等少額物品の購入経費（請求書による支払ができないものに限る。）
- (5) その他町長が特に必要と認める経費

(クレジットカードの管理責任者)

第3条 クレジットカードを適正に管理するため、管理責任者を置き、会計管理者を充てる。

(クレジットカードを利用することができる職員)

第4条 クレジットカードを利用できる職員（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 正当決裁権者（三朝町事務の決裁に関する規則（昭和61年規則第10号）第2条第4号に規定する正当決裁権者（支出負担行為に関して決裁ができる者に限る。）をいう。以下同じ。）
- (2) 正当決裁権者から指定を受けた者

(利用手続)

第5条 利用者は、クレジットカードを利用しようとするときは、あらかじめ次に掲げる項目について正当決裁権者の決裁及び会計管理者の承認を得なければならない。

- (1) 事業名及び件名
- (2) 支出科目
- (3) 利用予定日又は利用期間
- (4) 利用予定金額（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) クレジットカード決済を利用する理由及び内容

2 利用後は、直ちに利用明細書等の支払を証明する書類を会計課に提出し、クレジットカードを管理責任者に返却しなければならない。

(禁止事項)

第6条 クレジットカードの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 公金以外の支払への利用（私的利用）
- (2) クレジットカード情報の第三者への漏洩又は不適切なサイトへの入力
- (3) キャッシング機能の利用
- (4) 分割払、リボルビング払等の手数料が発生する支払方法の利用（原則一回払とする。）

(紛失・盗難時の対応)

第7条 利用者は、クレジットカードを紛失し、又は盗難に遭ったときは、直ちにクレジットカード会社及び管理責任者に報告し、クレジットカードの利用停止措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第8条 利用者が、故意又は重大な過失により、この規程に違反してクレジットカードを不適切に利用し、又は紛失、盗難等によって町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

らない。

- 2 前項の規定による賠償責任については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8の規定及び町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年三朝町条例第27号）の定めるところによる。

（雑則）

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年7月29日から施行する。